

1

情報等

平成 26 年度 問題 57

A

個人情報の保護に関する法律では、個人情報取扱事業者の義務について定めているが、一定の個人情報取扱事業者については、その目的によって、義務規定の適用が除外されることが定められている。次の組合せのうち、この適用除外として定められていないものの組合せはどれか。

- ア 町内会又は地縁による団体が、地域の交流又は活性化の用に供する目的で、個人情報を取扱う場合
- イ 著述を業として行う者が、著述の用に供する目的で、個人情報を取扱う場合
- ウ 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で、個人情報を取扱う場合
- エ 宗教団体が、宗教活動の用に供する目的で、個人情報を取扱う場合
- オ 政治団体が、政治活動の用に供する目的で、個人情報を取扱う場合

- 1 ア・ウ
- 2 ア・エ
- 3 イ・エ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・オ

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）では、個人情報取扱事業者の義務について定めているが、一定の個人情報取扱事業者については、その目的によって、義務規定の適用が除外されることが定められている（個人情報保護法 57 条 1 項各号）。

- ① 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的
- ② 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- ③ 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- ④ 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

ア 適用除外として定められていない

本肢の場合は、上記①～④のいずれにも該当しない。したがって、本肢の場合、個人情報取扱事業者の義務を定めている個人情報保護法の規定は適用される。

イ 適用除外として定められている

上記②に該当する。

ウ 適用除外として定められていない

本肢の場合は、上記①～④のいずれにも該当しない。したがって、本肢の場合、個人情報取扱事業者の義務を定めている個人情報保護法の規定は適用される。

エ 適用除外として定められている

上記③に該当する。

オ 適用除外として定められている

上記④に該当する。

2

情報等

平成 27 年度 問題 56 改

A

個人情報保護法*に関する次の記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- ア この法律は、行政機関ではない会計検査院には適用されない。
- イ この法律は、行政機関の長等に対し、公的個人認証の方法による安全管理措置を講じるよう義務づけている。
- ウ 個人は成人にならなくとも、行政機関の長等に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することはできる。
- エ 行政機関の長に対し開示請求をする者は、開示にかかる手数料を実費の範囲内で納めなければならない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

(注) * 個人情報の保護に関する法律

ア ×

個人情報保護法は、適用の対象となる「行政機関」に会計検査院を含めている（個人情報保護法2条8項6号）。

イ ×

個人情報保護法66条1項は、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と規定する。公的個人認証の方法による安全管理措置を講じることまで義務づけていない。

ウ ○

個人情報保護法76条1項は、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定する。なお、同条2項は、「未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（……代理人……）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（……開示請求……）をすることができる。」と規定する。

エ ○

個人情報保護法89条1項は、「行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。」と規定する。